

平成 18 年 9 月

平成 19 年度税制改正に関する要望

大阪商工会議所

わが国は息の長い景気拡大局面を迎えているが、中小企業や地域経済の回復は依然として遅れている。そのため、増税によって景気を悪化させるべきではなく、民主導の景気回復を後押しすることが肝要である。

こうした中、現在政府が最優先すべきは、人口減少社会においても経済が持続的に発展していくための成長基盤を整備することである。また、財政再建は重要な課題であるが、経済成長なくして財政健全化は望めないことを肝に銘じるべきである。特に 2011 年度のプライマリーバランスの黒字化については、増税ではなく、社会保障制度改革、地方行財政改革、公務員の総人件費削減など更なる歳出削減の徹底と、経済活性化を通じた税収増によって達成することが肝要である。

一方、今後数年間に、団塊世代の大量退職や団塊ジュニアの結婚・出産時期を迎える。技能伝承や労働力人口減少への対応策、団塊ジュニアを対象とした少子化対策など、今後数年間の施策は将来の成長を左右する重要なものとなる。そのため、技能伝承・技術革新支援など潜在成長力の強化策、少子化対策はもとより、再チャレンジ支援策、都市活性化策など、将来の成長基盤整備のために思い切った措置を講じることが肝要である。

かかる観点から、平成 19 年度税制改正においては、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

(印は新規要望)

．企業の経営基盤と潜在成長力強化のための税制

1．中小企業税制の見直し

(1) 事業承継関連税制の見直し

事業承継税制の抜本的見直し

事業承継は、企業活力を殺ぐことなく円滑に行われることが重要である。そのため、事業用資産の相続については企業の存続という視点に立って抜本的に見直し、欧米諸国で導入されている包括的な減免措置に準じた制度を確立されたい。

相続時精算課税制度の拡充

計画的な事業承継を促すため、相続時精算課税制度について、適用対象年齢基準（贈与者：65歳以上）の引き下げや特別控除額（2500万円）の引き上げを図るなど、制度を拡充されたい。

種類株式（無議決権株式等）に係る相続税評価の明確化

円滑な事業承継を図るため、無議決権株式など種類株式の活用を促進する必要がある。そのため、無議決権株式など種類株式に係る相続税評価の明確化を図られたい。

相続した株・土地等を譲渡した場合の評価方法の見直し

上場株式は相続時の株価を基準として相続税が課されている。従って、その相続株式を譲渡した場合には、被相続人の取得価額ではなく、相続時の株価を基準とした課税方法に変更されたい。同様に、相続した土地を譲渡した場合についても、相続時の地価を基準とした課税方法に変更されたい。

（2）同族会社の留保金課税の撤廃

同族会社の留保金課税制度は明らかな二重課税となっており、速やかに撤廃されたい。

（3）地域資源活用企業支援税制の創設

活力ある地域経済社会を構築するため、地域資源を活用した事業展開を行う企業を支援する必要がある。そのため、地域資源を活用した企業を支援する、地域資源活用企業化プログラムを創設するとともに、同プログラムに基づく認定企業が新商品の開発・製造等のために取得した機械設備等について税額控除または特別償却を認められたい。

（4）中小企業等基盤強化税制の抜本的な見直し・延長

サービス産業の労働生産性向上を促すため、中小企業等基盤強化税制の対象企業のサービス業の規模要件を撤廃するなど、制度を抜本的に見直したうえで、適用期限（平成19年3月31日）を延長されたい。

（5）中小法人の定義の見直し

平成11年の中小企業基本法改正において、中小企業の定義が拡大されており、税法上の中小法人の定義についても、これと同様に「資本金3億円以下」（現行：資本金1億円以下）とされたい。

(6) エンジェル税制の拡充

エンジェル税制の延長とベンチャー投資を行った時点での税額控除制度の創設

ベンチャー企業の資金調達円滑化のため、特定株式(ベンチャー企業の株式)の売却時の譲渡益を2分の1に圧縮できる措置(適用期限:平成19年3月31日)を延長されたい。また、法人又は個人がベンチャー企業に投資した時点で、投資額の一定割合の税額控除を認められたい。

ベンチャー投資損失の損益通算範囲の拡大と損失繰越控除期間の延長

個人投資家がベンチャー企業への投資により生じた譲渡損失については、別の株式投資で得た譲渡益だけではなく給与等他の所得との損益通算を認められたい。さらに、現行の損失繰越控除期間を3年から5年に延長されたい。

(7) ベンチャー支援税制の創設

ベンチャー企業は創業当初赤字であることが多く、設立後5年間は法人課税を免除されたい。また、その期間に発生した欠損金については、無期限の繰り越しを認められたい。

2. 国際競争力の維持・強化

(1) 法人実効税率の引き下げ

わが国の法人実効税率は国際的に見て高い水準となっており、企業の国際競争力を阻害している。諸外国では地方法人所得課税を課していない国も多く、少なくとも法人事業税を法人住民税に一本化したうえで、法人実効税率を欧州先進諸国並み(拡大前EU15ヶ国平均29.5%)まで引き下げられたい。

(2) 減価償却制度の見直し

有形減価償却資産の法定残存価額の撤廃

わが国の有形減価償却資産の法定残存価額(現行:10%)は先進諸国に比べ不利となっているうえ、法定耐用年数経過時の設備の処分価値も見込めなくなっている。そのため、有形減価償却資産の法定残存価額を撤廃されたい。

減価償却制度における法定耐用年数の短縮化・簡素化、加速度償却制度の導入

急速な技術革新の進展により、設備等の経済的陳腐化が速まっている。企業の国際競争力の維持・向上のため、設備等の物理的な耐用期間ではなく収益力を重視し、減価償却資産の法定耐用年数の更なる短縮化と簡素化を図られたい。加えて、米国で実施されている加速度償却制度の導入や特別償却制度の適用拡大など、早期償却制度の拡充を図られたい。

建物への定率法の再適用

平成 10 年 4 月以降に取得した建物の減価償却については、定額法による償却方法に限定されている。建物の減価償却は、定率法を選択適用出来るよう改められたい。

(3) 技術革新を促す政策減税の実施

設備投資促進税制の拡充

経済が持続的な発展を遂げていくためには、企業の設備投資を促し、経営基盤の充実を図っていくことが重要である。そのため、全ての機械設備投資について税額控除または特別償却を認められたい。

中小企業投資促進税制の拡充

中小企業の経営基盤強化を図るため、中小企業投資促進税制について、対象設備の拡大、税額控除額・特別償却率の引き上げなど、制度の拡充を図られたい。

研究開発減税の拡充

新産業・新技術の創出に向け、企業の研究開発活動を積極的に支援することが重要である。そのため、試験研究費の総額に対する特別税額控除制度ならびに中小企業技術基盤強化税制について、税額控除割合（現行：試験研究費総額の 8 ~ 10%（中小企業 12%）+ 増加額の 5%）を引き上げられたい。

また、今後成長が見込まれる先端産業技術分野を支援するため、科学技術基本計画における重点 4 分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー）を対象とした割増控除措置を講じられたい。

技能伝承支援税制の創設

わが国が持続的な発展を成し遂げるためには、企業における技能伝承の円滑化が重要である。企業の技術力を維持・向上し、技術基盤を確固たるものとするため、退職した技術者を指導者として再雇用した場合、給与の一定割合を法人税から控除する制度を創設されたい。

(4) 欠損金の繰越控除期間の延長、繰り戻し還付制度の不適用措置の撤廃および期間延長

諸外国と比べ不利となっている欠損金の繰越控除期間（現行 7 年）を少なくとも 10 年に延長されたい。また、欠損金の繰り戻し還付について直ちに凍結を解除するとともに、繰り戻し期間（現行 1 年）を 2 年に延長されたい。

(5) 連結納税制度の見直し

企業の組織再編成を促進するため、新たに連結納税グループに加入する子会社の繰越欠損金の引き継ぎを認められたい。また、地方税（法人事業税・法人住民税）についても連結納税制度を導入されたい。

3. 人材投資促進税制の拡充

人口減少社会において経済が持続的に発展するためには、優れた技術・技能を身につけた人材を育成することが重要である。そのため、人材投資促進税制について、控除率の引き上げ（現行：増加額の25%、中小企業は人材投資総額に増加率の2分の1を乗じた額）や、企業規模に関わらず総額に対する控除措置を認めるなど、制度を拡充されたい。

4. 資産関連税制の見直し

(1) 不動産流通課税の抜本の見直し

不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化

不動産の流動化を促すため、取得時の大きな負担となっている不動産取得税を廃止するとともに、登録免許税の手数料化を図るなど、不動産流通課税を抜本的に見直されたい。

法人の土地譲渡益重課税制度の廃止

バブル期に土地投機を抑制するために導入された法人の土地譲渡益に対する重課税制度（平成20年12月31日まで課税停止）は課税根拠を失っており、早急に廃止されたい。

特定の事業用資産の買い換えにおける圧縮記帳制度（16号型）の延長・拡充

不動産の流動化を促すため、長期所有土地・建物等を事業用の土地・建物等に買い換えた場合の圧縮記帳制度（16号型）について、適用期限（平成18年12月31日）を延長するとともに、圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行：80%）に引き上げられたい。

(2) 保有課税の軽減

特別土地保有税の廃止

地価高騰の抑制を目的として導入された特別土地保有税（課税停止中）は、既にその課税根拠を失っており、速やかに撤廃されたい。

事業所税の廃止

都市開発を促進するために、都市部で事業を行う法人・個人のみ課税されている事業所税は廃止されたい。

商業地等に係る固定資産税の軽減と簡素化

都市部における企業の固定資産税負担は大きくなっており、地域の産業競争力を低下させている。そのため、商業地等に係る固定資産税負担の軽減を図るとともに、その簡素化を図られたい。

償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性質を有しているうえ、事業所得に対しては法人事業税が課されており、償却資産に係る固定資産税は廃止されたい。

5. 株式関連税制の見直し

(1) 金融所得の一元化による損益通算範囲の拡大

経済の中長期的な発展のためには、税制面での投資環境を整備することが重要である。そのため、金融所得の一元化を図るとともに、損益通算の範囲については出来る限り広く認められたい。また、投資家の利便性を高めるため、極力簡素な制度とされたい。

(2) 株式配当課税の廃止等

税引き後利益から分配された株主配当に対し、さらに税負担を求める配当課税は明らかに二重課税であり、廃止されたい。また、特定株式等以外の株式等に係る受取配当の益金不算入制度についても、同様に50%が二重課税となっており、100%益金不算入とされたい。

6. 印紙税の廃止

手形・領収書・契約書等に課される印紙税は、商取引を行ううえで大きな負担となっている。他方、電子商取引等インターネット上で作成された契約書や領収書では非課税となっており、整合性を図るためにも、印紙税を廃止されたい。

7. 環境税の導入反対

地球環境問題への対応として、わが国も環境負荷の軽減に向けて取り組んでいくことは重要である。しかし、政府内で導入が検討されている温暖化対策税については、揮発油税等の既存の環境関連税制との関係が不明確なうえ、経済成長を阻害する可能性もあることから導入に反対する。

8. 適格合併以外の合併における被合併企業の欠損金の繰越控除の引き継ぎ

経済活性化のためには、需要喚起を図る一方、供給サイドの調整も避けられない。その一環である企業の合併に伴う痛みを緩和するため、適格合併以外の通常合併についても、被合併企業の欠損金の繰越控除額の引き継ぎを認められたい。

・持続可能な経済社会構築のための制度改革

1．社会保障制度改革と税制

(1) 財政再建と消費税

平成 19 年度税制改正においては、中小企業や地域経済の回復を後押しすることが重要であり、景気を悪化させる恐れがある増税は実施すべきではない。財政再建は重要な課題であるが、2011 年(平成 23 年)度のプライマリーバランス黒字化については、増税ではなく、社会保障制度改革、地方行財政改革、公務員の総人件費の削減など更なる歳出削減と、経済活性化を通じた税収増によって達成すべきである。

他方、財政再建のためには、社会保障給付の伸び率を名目経済成長率程度に抑制することが重要であり、医療保険制度の更なる見直しを図られたい。加えて、公的年金制度について、現役世代の負担が重くなりすぎないように、年金積立金を早期に取り崩すとともに、年金保険料を現行水準並み(平成 18 年 9 月以降: 14.642%)に維持されたい。

2011 年度以降、歳出削減の徹底や経済活性化策による税収増が図られてもなお財源が不足する場合には、基礎年金の完全税方式化といった社会保障財源をはじめとする、将来の有力な財源として、広く薄く負担する消費税活用の検討もやむを得ない。その際、用途については、現行制度同様、予算総則において社会保障目的に限定するなど、社会保障財源の確保に留意しつつ、一般財源方式を維持されたい。

なお、消費税の役割を高める際には、簡易課税制度の廃止や事業者免税点制度の縮小など消費税の信頼性向上にも留意されたい。

(2) 特別法人税の廃止

企業の年金負担が重くなる中、積立金に対して課税を行う特別法人税(平成 20 年 3 月 31 日まで課税停止中)は、さらなる企業の積み立て不足を招く可能性があるうえ、積立金に対する課税は諸外国でも例を見ず、速やかに撤廃されたい。

2．少子化対策税制

(1) 児童税額控除制度の創設

子育てにおける経済的負担を軽減するため、一定年齢以下の子供を扶養する者を対象とした税額控除制度を創設されたい。

(2) 教育費控除制度の導入

子育てに際して大きな負担となっている養育費・教育費等の経済的負担を軽減するため、教育費の一定割合を所得控除する制度を創設されたい。

(3) 子育て世代の雇用促進税制の創設

少子化に歯止めをかけるため、子育てに伴う離職等によって生じる収入減少などの機会費用を極力小さくすることが重要である。そのため、企業が子育て世代の者を雇用しやすいよう、子育て期間(12歳まで)の子供を持つ者を雇用している場合、当該社員の給与の一定割合を法人税から控除する制度を創設されたい。

3. 再チャレンジ支援

(1) トライアル雇用促進税制

就業機会の拡大と人材流動化の円滑化を図るため、トライアル雇用期間中の社員の人件費の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

(2) 正規雇用促進税制の創設

人口減少社会においても経済活力を維持するため、就職氷河期等に不本意な就職をした者、結婚・出産等によって離職した者、フリーターやニートといった層に再就職や正規雇用の機会を与え、労働参加率や労働意欲の向上、格差固定の解消を図る必要がある。そのため、正規雇用社員の割合が一定以上の企業に対して、人件費の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

4. 国税、地方税、社会保険料の一括徴収機関の創設

税務・社会保険行政の効率化と納税・納付者の負担軽減を図る観点から、国税庁、社会保険庁等の徴収機関を統合し、国と地方の徴税業務ならびに社会保険料徴収業務の一元化を図られたい。

地方独自課税のあり方と地方行政の効率化

1. 独自課税のあり方

地方行政の徹底した効率化を前提として、今後、地方自治体が課税自主権を活用し、自主財源の確保を図っていくことも必要であるが、その財源を安易に法人課税に頼るべきではない。地方自治体が、課税自主権を行使する際には、各界各層からの意見聴取を行うとともに、その妥当性について専門的な検討を義務付けるなど、一定のルールを確立する必要がある。こうしたルールが確立しない段階で、標準税率・制限税率を撤廃することには反対である。

2. 地方行政の効率化と民間活力活用

(1) 地方のインセンティブを引き出す三位一体改革の推進と市場化テスト等の活用を促す地方交付税・国庫補助負担金減額措置の導入

活力ある地方分権社会を構築するため、国から地方への関与をなくすとともに、地方の行財政改革努力が報われ、自立的・効率的な政策運営を可能とする仕組みとなるよう国庫補助負担金、税源移譲、地方交付税制度を一体的に見直されたい。

加えて、地方行政の効率化や行政サービスの質向上を図るため、市場化テスト等によって民間部門の力を積極的に活用する必要がある。そのため、民間事業者から地方自治体に対して申請があった市場化テストや PFI 事業等の実施割合や件数が一定以下の自治体については地方交付税や国庫補助負担金の支給額を減額する措置を導入されたい。

(2) PFI 税制の見直し

行政の効率化を図るためには、民間部門の力を積極的に活用していくことが重要である。そのため、国や地方自治体に代わって民間企業が行う PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)事業については、不動産取得税、登録免許税、固定資産税、事業所税を非課税とされたい。

その他

1. 電子申告納税促進税制の創設

税務行政の効率化を図るため、電子申告納税の活用を促進する必要がある。そのため、制度の更なる利便性向上を図るとともに、電子申告納税利用者に対して一定額を税額控除する電子申告納税促進税制を創設されたい。

2. 源泉徴収制度の見直し

税務当局に代わり、企業が徴税事務を行っている源泉徴収制度は、給与所得者の納税意識と税に対する関心を希薄化させている。電子申告納税の利便性向上、税制の簡素化など納税環境の整備を進めるとともに、申告納税制度への移行を図られたい。

3. 重要文化財等に係る相続税の非課税措置の導入

歴史的な景観を維持・保存するため、重要文化財や民間における伝統的建造物等の重要な歴史的建造物に係る相続税を非課税とされたい。

4. 公益法人課税の見直し

民間による公的活動の果たす役割は今後益々重要となることが予想される。こうした活動を支援するため、公益性の判断を厳格化する中で、公益法人の非課税範囲を拡大されたい。

5 . 寄附金税制の対象となる法人の範囲拡大等

社会活動の一翼を担う公的な活動を支えるためには、民間からの寄附行為を促すことが重要である。そのため、税法上、寄附金税制の対象となる法人の範囲を拡大するとともに、寄附金の損金算入範囲の拡大を図られたい。

大阪府・大阪市に対する要望

1. 大阪における固定資産税の負担水準の引き下げ

大阪における固定資産税の負担水準は全国で最も高い状況にあり、当地に立地する企業に多大な保有コストを強いている。大阪における産業競争力を強化するためにも、負担水準を早急に60%まで引き下げられたい。

2. 大阪府における法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

現在、大阪府では、法人事業税および法人住民税に超過課税を適用しており、地域の産業競争力を弱めている。地域経済活性化のためには、地元企業が競争上不利とならないような税制の構築が不可欠であり、法人事業税および法人住民税の超過課税は早急に撤廃されたい。

3. 企業誘置・誘致促進税制の創設

(1) 既存企業の工場・事業所新增設に対する地方課税の減免措置の創設

地域経済の活力維持・発展のためには、既存企業の流出を食い止めるとともに事業拡大を支援することが重要である。そのため、既存企業が工場や事業所を新增設した場合、不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税を5年程度減免されたい。

(2) 長期進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

大阪の発展に寄与してきた企業の活性化と新規進出企業の定着を図るため、一定期間以上、事業所を設置し続けた企業について、納税期間に応じて法人住民税、法人事業税、固定資産税を軽減する措置を創設されたい。

(3) 新規進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

地域経済を活性化させるためには、魅力的な事業環境を整備し、国内外から新たな企業を誘致することが重要である。そのため、新規進出企業の不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税、法人事業税、法人住民税を5年程度減免されたい。

以上